

## よくある質問

### ●交付申請時

Q1 どのような場合に補助を受けることができますか？

A 市内に居住している又は、今後市内に居住する個人の方が設備を購入し、市内にある自身が居住する戸建住宅に設置する場合に補助を受けることができます。

(リース等で導入時に所有権が申請者がない場合、**一部でも事業に用いる場合**、申請者が**個人でない場合等**については**補助対象外**です)

Q2 他の補助金との併用は可能ですか？

A 国、県等の他の公的な補助と併用できます。ただし、同一事業で四日市市から他の補助金の交付を受けている場合は、この補助金を受けることはできません。

Q3 いつまでに申請を行えばいいですか？

A 工事着工の二週間前までにご申請いただくようご協力お願いします。工事を始める前に申請書の提出を終えて市から補助対象として認められている必要があります、その手続きに二週間ほどお時間をいただくためです。既に工事が始まっている場合や導入済みの設備については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。

(ZEH であれば基礎工事の着工前、それ以外の申請設備の場合は取付工事前の申請が必要です)

Q4 ZEH の太陽光パネルについて、リースやオンサイト PPA のように所有が申請者とならない場合 ZEH としての補助を受けることはできますか？

A 補助金の交付対象となる設備は、自己が所有するものに限ります。ZEH には発電エネルギーと消費エネルギーの比率が一定の基準を超えているという要件があるため、その ZEH の要件を満たすための設備が自己所有でない場合、ZEH として利用・運用しているものの ZEH を所有しているとは判断できないため **ZEH としては補助を受けることはできません**。

Q5 ZEH には NearlyZEH も含みますか？

A **NearlyZEH は含みません**。ただし、太陽光発電設備+HEMS というように個々の設備分は申請できます。

一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であることを ZEH 取り扱いの基準にしている

ため、ゼロエネ相当の基準を満たさない NearlyZEH は補助対象の ZEH には含まれません。

Q6 補助対象設備が設置されている住宅を購入する場合、申請対象となりますか？

A 対象となりますが、未使用である必要があります。

なお、戸建て等の既設住宅（ZEH）や補助対象設備が設置された既設住宅を購入する場合には、補助対象設備が設置されてから誰の居住に供されたことがなく。かつ、設置後一年を経過していないことを本補助金における未使用の条件としています。

## ●実績報告時

Q7 領収書に記載が必要な事項について

A 補助金の交付のためには補助対象事業にどれだけの費用が掛かり、いくら支払ったかを確認する必要があります。つまり、領収書には何に対していくら支払ったのかが明記されていなければなりません。領収書の但し書きで内訳を記載するもしくは、別紙として領収内容内訳書を添付し内訳を明記する必要があります。なお、領収内容内訳書を添付いただく場合は、領収内容内訳書に領収書と同じ印影が必要となります。

また、支払っていることの確認が必要となるため、見積書等の支払いの有無に関わらず発行される書類では領収書に代えることはできません。同様の理由で、見積書を領収内容内訳書に代えることもできません。

Q8 太陽光発電設備の写真について

A 太陽光発電設備に限らずすべての設備に共通しますが、補助対象設備は設置された設備をしっかりと収めた写真が必要となり、映り方によっては添付資料として認めることができない場合があります。屋根に取り付ける太陽光発電設備は撮影が他の設備より難しい場合が考えられるので、取付工事の際に撮影するという方法もご検討ください。

Q9 太陽光発電設備で必要となる電力需給契約に関する書類について

A 原則、「発電設備の連携に関するお知らせ」又は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」の写しのいずれかを提出いただく必要があります。それぞれ電力会社、資源エネルギー庁から発行される書類ですので、お手元に届かれたら市への提出用として写しをお取りください。

Q10 事業完了日はいつにしたら良いですか

A 事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日としてください。  
添付書類の内、最も後に発行された書類の日付となります。

## ●請求時

Q11 請求書の記入について

A 請求書は申請者本人の署名または記名押印が必要となります。  
印字のみで押印がないもの、原本コピーしたもの等は不可となります。  
署名または記名押印いただいた原本を提出ください。

## ●全般

Q12 どのような設備が対象となりますか？

A 以下の設備が補助の対象となります。  
①太陽光発電設備（10kW 未満）、②燃料電池設備（※エネファーム）、③蓄電池（家庭用定置型）{※ポータブル電源は対象外です}、④HEMS、⑤地中熱ヒートポンプ、⑥V2H、⑦電気自動車等充電設備（充電用コンセント、充電用コンセントスタンド類は対象外です）、⑧ZEH  
なお、①太陽光発電設備（10kW 未満）については他の設備と同時でないと申請ができないためご注意ください。  
**※エコキュートは補助対象外です。**

Q13 どのように申請を行えばいいですか？

A 申請書（要綱第1号様式（第7条関係）及び要綱第1号様式（第7条関係）別紙）に添付書類を添えて、窓口（市役所本庁5階環境政策課）へ持参いただくか、郵送でご提出ください。必要な添付書類は申請書に記載しています。申請書は環境政策課窓口あるいは、ホームページにある交付要綱様式集（word）からお取りください。

Q14 複数設備の同時申請による補助額の加算について

A 同時に申請することで補助額に加算を行う組み合わせがあります。加算を行う組み合わせについてはホームページに記載しておりますのでそちらをご確認ください。